信州大学オープンベンチャー・イノベーションセンター入居に伴う事業計画書

学内関係者向け

提出日：　　　　年　　月　　日

１．入居申込者の連絡先等

|  |
| --- |
| 代表責任者 |
| 氏名（フリガナ） |  |
| 所属 |  |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号・FAX |  |
| E-mail・URL |  |
| 提出者（担当者） |
| 氏名（フリガナ） |  |
| 所属 |  |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号・FAX |  |
| E-mail・携帯電話（任意） |  |

２．事業（活動全体）の概要

現在の事業内容について、当拠点で行う事業（研究開発等）との関連も含めてご記入ください。

|  |
| --- |
|  |

３．研究開発の経歴及び実績等

現在の事業及び当拠点で行う事業について、研究開発の経歴及び実績等についてご記入ください。

|  |
| --- |
|  |

４．当拠点で行う予定の研究開発等の内容

①研究開発テーマ、②事業期間等のスキーム、③市場の状況、販売戦略（ターゲット、価格、方法など）と事業展開の見通し、④事業（技術・サービス内容、販売方法等を含む）の新規性、独創性、優位性、⑤事業を実行するために保有するノウハウ・技術・特許等　　について簡素にご記入ください。

|  |
| --- |
|  |

５．当拠点で行う研究開発等の予算

学内関係者向け

当拠点で行う事業（研究開発等）の予算について、事業総額、年次額などについてご記入ください。

|  |
| --- |
|  |

６．入居期間中に当拠点で発生する賃料等の財源

①プロジェクト名、②プロジェクト期間、③年度ごとの受入額についてご記入ください。

なお、複数プロジェクトにより支払う場合には、それぞれご記入ください。

|  |
| --- |
|  |

７．民間企業等との共同研究の実績及び今後の予定

① 民間企業等との共同研究の実績、② 「４．当拠点で行う予定の研究開発等の内容」に記載したテーマに関する共同研究の実績、③ 入居後の共同研究内容（共同研究テーマ、契約予定期間、共同研究経費額など。すでに共同研究契約を締結している場合は、当該共同研究情報も含む。）についてご記入ください。

また、参考となる資料があれば添付してください。

|  |
| --- |
|  |

８．レンタルラボの利用計画・施設整備計画

レンタルラボの仕様予定（概要）、持込み予定の設備（備品、機器、家具等）をご記入ください。また、騒音や臭気の出るもの、特殊な処理が必要な廃棄物が生じる場合があるものなどについて記入してください。

|  |
| --- |
|  |

９．入居期間及びレンタルラボに勤務する研究員等の職・人数

入居期間、レンタルラボに勤務する職種、人数、常駐・非常駐の別などについてご記入ください。（※入居契約期間は最低契約期間を１年として、最長３年間、期間満了後は再審査の上、契約更新可能です。）

|  |
| --- |
|  |

++++++++++++++++++++++++++++++++++++++++++++++++++++++++++++++

記載上のご注意

* 本計画書は、「国立大学法人信州大学の個人情報の取扱いに関する基本方針」（<http://www.shinshu-u.ac.jp/info/privacy_policy.html>　）に基づき、守秘等については、厳正なる取扱いをいたします。
* 記入欄は適宜広げて、提出日現在でご記入ください。各項目について、予定・未定の事項については、その旨を付記してください。
* ご提出は事務局：信州大学 研究推進部 産学官地域連携課あて、PDFファイルでパスワードを付す等のセキュリティ対策を確保した上でお送りください。
* ご記入にあたり、ご不明の点は、下記お問合せ先までお問い合わせください

事務局

 〒386-8621 長野県松本市旭3-1-1

 信州大学　研究推進部　産学官地域連携課

 TEL：0263-37-2091（担当者直通）

 E-maiｌ： ovic\_jimu@shinshu-u.ac.jp

参考

【退居】

１．入居契約の満了日までに退居すること。

２．入居契約が解除された場合は、信州大学が指示する期日までに退居すること。

【契約期間】

１．契約期間は、最低契約期間を1年として、3年以内とする。

２．契約期間満了後も継続利用を希望する場合は、2ヶ月前までに、利用を継続したい旨申し出ること。

　　継続利用期間は、原則として通算10年を上限とする。

【契約解除】

１．定められた室料、室単位で使用した水道光熱費を定められた期日までに支払えなかった場合は、入居契約期間中であって

も、信州大学は契約を解除できる。

２．信州大学や、他の入居者、近隣の住民等に、迷惑や被害を与え、信州大学からの指導によっても改善が見込めない場合、

　　入居契約期間中であっても、信州大学は契約を解除できる。

３．その他、入居に関して障害が生じた場合は、入居契約期間中であっても、信州大学は契約を解除できる。